

令和5年 第3回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年3月22日（水）午前10時00分

場 所：もくせい会館3階 会議室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	加 藤 孝 子
	委員	渡 辺 浩 行
	委員	坂 本 和 良
	委員	野 口 哲 也
	委員	新 藤 美知子

2 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	教育部長	町 田 高 司
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	中 島 薫
	教育部主幹	吉 本 一 也
	教育支援課長	大 楠 功 晃
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	野 崎 昌 利
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	宮 林 和 也
	指導主事	古 川 裕 平
	指導主事	竹 内 秀 礼
	指導主事	田 畑 圭 洋
	福祉保健部主幹	木 村 秀 樹

3 傍聴人 0人

4 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	教育長報告
日程第 3	議案第12号 福生市教育委員会教育長職務代理者の指名について
日程第 4	議案第13号 福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
日程第 5	議案第14号 福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について
日程第 6	議案第15号 福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について
日程第 7	議案第16号 福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正について
日程第 8	議案第17号 福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正について
日程第 9	議案第18号 福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正について
日程第 10	議案第19号 福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について
日程第 11	議案第20号 福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について
日程第 12	議案第21号 福生市学校支援地域組織事業実施要綱の一部改正について

- 日程第 13 議案第22号 福生市青少年海外派遣事業実施要綱の廃止について
- 日程第 14 議案第23号 令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 15 議案第24号 学校歯科医の委嘱について
- 日程第 16 議案第25号 福生市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 17 議案第26号 福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について
- 日程第 18 議案第27号 福生市教育委員会管理職員の人事異動について
- 日程第 19 報告第2号 令和4年度福生市一般会計補正予算（第13号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について
- 日程第 20 報告第3号 令和5年度福生市一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分に係る臨時代理の報告について
- 日程第 21 報告第4号 令和4年度福生市立学校学校評価について
- 日程第 22 報告第5号 中学校特別支援教室の拠点校及び名称の変更について
- 日程第 23 報告第6号 令和5年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要について
- 日程第 24 報告第7号 福生市立学校教職員の人事異動について
- 日程第 25 その他報告事項

【教育長】 それでは、ただ今から、令和5年第3回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。

日程第18、議案第27号、福生市教育委員会管理職員の人事異動について及び日程第24、報告第7号、福生市立学校教職員の人事異動についてにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第25、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第27号及び報告第7号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することとします。

これより本日の会議を開きます。これより日程に入ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、加藤孝子委員を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。初めに、町田教育部長より御報告します。

【教育部長】 それでは、私からは、学校所管以外の御報告をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず、一番左の列、市の動きでございます。新型インフルエンザ等対策本部会議を職員開催で随時開催しております。また、2月28日からは市議会定例会が開かれ、3月28日まで開会予定でございます。

続きまして、各課でございます。まず、教育総務課でございますが、2月28日、東京都市町村教育委員会連合会第2回の研修会が自治会館で行われ、加藤委員に御出席いただいております。また、3月11日、福生市教育委員会表彰式を開催いたしました。個人が18名、団体は7団体の表彰ございました。委員の皆さまには御出席いただき、ありがとうございました。

次に生涯学習推進課でございます。2月22日、社会教育委員の会議が、また3月8日、青少年育成地区委員長会の全体会がそれぞれ開かれております。

次に、スポーツ推進課でございますが、3月16日、西多摩地域広域行政圏体育大会第3回実行委員会が、また、3月17日には同大会委員会が開かれました。今年度は福生市・日の出町が幹事でしたが、来年度は羽村市・瑞穂町が幹事となる予定でございます。また、ここには記載がございませんが、中央体育館2階をスクールソーシャルワーカーの事務室として使用する改修工事が3月15日完了いたしております。

次に、公民館でございます。2月16日、3月16日、それぞれ公民館の運営審議会が開かれております。

次に、図書館でございます。2月22日、自動貸出機の運用が始まりまして、大きなトラブルはなく順調に利用されております。

以上でございます。

【教育長】 次に、勝山教育部参事より御報告いたします。

【教育部参事】 それでは、私から学校教育に関する所管事務について、大きく4点御報告申し上げます。資料は5ページでございます。

1点は、4年ぶりの開催となりました第12回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートの報告でございます。令和5年3月11日土曜日、出演者を除く来場者は338名で大変多くの市民の皆さま、保護者の皆さまに御参加いただきました。今年度は福生第三小学校の和太鼓に始まり、福生第六小学校、そして、中学校3校、福生交響楽団、吹奏楽団と続き、大変感動的な発表となりました。教育委員の皆さまにおかれましては、御出席を頂き、ありがとうございました。

2点は、令和4年度学校評価及び令和5年度教育課程の届け出について、3月3日全校が届け出を終了しておりますことを御報告いたします。なお、教育課程の内容につきましては、後ほど指導主事より御報告申し上げます。

3点は、行事等の実施状況についてでございます。展覧会、道徳事業、地区公開講座、TGG、GREEN SPRINGS、WBC観戦につきましては、資料2、記載の日程で実施いたしました。

4点は、行事等についてでございます。初めに、ア、令和4年度卒業式でございますが、中学校が3月18日土曜日に挙行いたしました。卒業生は348名で厳粛かつ感動的な卒業式であったとの報告を受けているところでございます。また、3月24日金曜日には市内全小学校において卒業式が挙行される予定になっております。

続きまして、イ、令和5年度福生市立学校教職員辞令伝達式等でございますが、令和5年4月3日月曜日、もくせい会館3階にて実施いたします。新たに着任する校長・副校長の辞令伝達を午後1時45分から、新規採用教員及び転任教員等の辞令伝達を午後2時から実施をいたします。午後1時40分ごろまでに御参集いただければ幸いに存じます。よろしく願い申し上げます。

最後に、令和5年度の入学式でございますが、小学校は4月6日木曜日、中学校は4月7日金曜日にそれぞれ挙行予定でございます。小学校新入生345名、中学校新入生377名を予定しております。

報告については以上でございます。

【教育長】 以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第12号、福生市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、議案第12号、福生市教育委員会教育長職務代理者の指名につい

て、説明をさせていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項には教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されており、教育長が指名しております。

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。それでは、教育長職務代理者の指名を行います。

教育長職務代理者につきましては、野口哲也委員を指名させていただきます。

なお、就任年月日は、令和5年4月1日といたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、教育長職務代理者は、令和5年4月1日より、野口哲也委員に決定いたしました。野口委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、日程第4、議案第13号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを議題といたしますが、日程第5、議案第14号、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について、日程第6、議案第15号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について及び日程第7、議案第16号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正についてと内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので御了承ください。

なお、採決につきましては、1件ずつ採決させていただきます。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、日程第4、議案第13号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正から日程第7、議案第16号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正につきましては関連がございますことから一括で説明をさせていただきます。これら4つの改正は令和5年4月からの組織改正や事務分掌等の見直し等による改正でございます。

資料12ページ、13ページをお願いいたします。初めに、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正につきましては、生涯学習推進課の再編等に伴う別表第1、係の削除及び別表第2、事務分掌の整理でございます。

次に、18ページをお願いいたします。福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正につきましては、ふっさっ子の広場事業を生涯学習推進課から子ども政策課へ移管することに伴う、第2条、委任の整理でございます。

次に、22ページをお願いいたします。福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正につきましては、生涯学習推進課の再編等に伴う、第5条、課長の専決事案の整理でございます。

次に、26ページをお願いいたします。福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正につきましては、個人情報保護に関する法律改正に伴う規定の整理とふっさっ子の広場事

業を生涯学習推進課から子ども政策課へ移管することに伴う別表の整理でございます。

これらの規則・訓令・基準は令和5年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

以上で、議案第13号、福生市教育委員会事務局処務規則の一部改正についてから議案第16号、福生市教育委員会交際費の支出及び公表基準の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議を賜りまして議案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

今、一括で説明いたしましたので、4議案全てこの場で質疑応答させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御質問などございましょうか。

よろしゅうございますか。それでは、質疑がないようでしたら、質疑を終わりたいと思います。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次に、議案第15号についてお諮りいたします。議案第15号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。議案第16号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第8、議案第17号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。勝山教育部参事より、内容説明をお願いいたします。

【教育部参事】 それでは、日程第8、議案第17号、福生市教育委員会会計年度任用職員の設置及び任用等に関する規則の一部改正について、その提案理由と内容について御説明をいたします。

資料は29ページをお開きください。提案理由でございますが、学校経営補佐の職が廃止され、副校長補佐に統一されることに伴い、本規則の別表を一部改正する必要があるため本議案を提出するものでございます。

資料32ページ、新旧対照表を御覧ください。東京都教育委員会学校マネジメント強化事業実施要綱におきまして、令和5年度より1日当たり7時間45分勤務の学校経営補佐が1日当たり5時間勤務の副校長補佐へ支援類型が統一されることから、新旧対照表のとおり、学校経営補佐職員の職を削除するものでございます。

最後に、施行日でございますが、令和5年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御承認いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、議案第18号、福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願いいたします。

【教育部主幹】 福生市立学校情報セキュリティ対策基準の一部改正について、御説明申し上げます。

資料35ページを御覧ください。改正の経緯でございますが、令和4年3月に文部科学省作成の教育情報セキュリティポリシーの関するガイドラインが一部改訂されたことに加え、準用している福生市情報セキュリティ対策基準が令和4年4月に一部改正されたことにより改訂内容に対応するため、本基準を改正いたします。

内容についてでございますが、5点ございます。

1点は、第14条に教員が校外へ記録媒体や端末を持ち出したり、媒体管理台帳に記載をすることを追加しております。

2点目は、第16条に保護者等がアップできるシステムと学校内での重要情報があるシステムを分離することを明記いたします。

3点目は、第17条にネットワーク分離による対策に加え、アクセス制御による対策について追記をいたします。

4点目でございますが、第17条に管理者側が行う対策として児童・生徒が使用している学習者用端末のセキュリティ対策に関する規定を追記いたします。

5点目は、その他準用している市の対策基準を変更していることから引用条例の条項、文言の変更、整理でございます。

本改正の内容でございますが、今後のシステム導入の際の制限方法の拡大及び既に実施している内容を明記したものが主なものとなります。そのため、学校に関わる内容としましては、業務上、やむを得ない場合の校外への記録媒体の持ち出しの管理のみとなります。

施行日でございますが、令和5年度4月1日を予定しております。

なお、全ての改正箇所につきましては、新旧対照表にて御確認ください。

御審議を賜りまして原案のとおり御決定いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。坂本委員。

【坂本委員】 個人情報等を守ることを考えてセキュリティについては非常に対策が強化されているということはよく分かりますが、逆に、学校の先生方にとっては使いにくいという状況もいまだに解消されていないと思います。今回、外部にデータ等の持ち出し等というのは、必要だから持ち出すと思いますが、そういった持ち出すということではなくて、クラウド上でデータのやりとりができるようなシステムがあれば、クラウド上に置いとくものはどこでもアクセスできる、ちゃんとセキュリティ対策を取った上で。そのようになれば先生方も随分やりやすいようになるのではないかと思います。なかなかそういう対策にはどこも進んでいないようです。

福生の場合、例えば、クラウドを使ったデータのやりとりへの今後の方向性みたいなものは何か決まっているのでしょうか。

【教育部主幹】 現時点では何か決まっているということはございませんが、検討していくということで打ち合わせをしております。今回の記録媒体の持ち出しについては教員が研修で使う際に、学校外へ持ち出す場合の記録媒体の保管方法、管理方法ということで記載をさせていただいております。

【教育長】 では、一つ、今の部分については宿題という形で頂きましたので、いわゆる単体のものをクラウドで活用できるような方策については引き続き検討を事務局でしてまいりたいと思います。他によろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第10、議案第19号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正についてを議題といたしますが、日程第11、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正についてと内容に関連がありますので一括して事務局より説明いたしますので御了承をお願い申し上げます。

なお、採決につきましては1件ずつ採決させていただきます。大楠教育支援課長より内容説明をお願いいたします。

【教育支援課長】 それでは、日程10、議案第19号、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正について及び日程第11、議案第20号、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の一部改正について御説明申し上げます。

資料は45ページから49ページまででございます。どちらの改正につきましても、就学援助費等支給事業に関する内容で、関連する内容となりますので一括して御説明をさせていただきます。

両事業におきましては、家庭の経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品・給食費等を支給する事業でございますが、このたび、令和5年度における国の補助金の予算単価が中学校のみ改定されることとなりました。本市では、本要綱に定める支給金額を国基準額としていることから両要綱について一部改正するものでございます。

初めに、48ページ、福生市就学援助費支給事業実施要綱の一部改正、新旧対照表を御覧ください。条項中の別表第1に規定されております新入学児童・生徒学用品費の中学校第1学年について、6万円から6万3,000円に支給額の改正を行います。

続きまして、52ページ、福生市特別支援教育就学奨励費支給事業実施要綱の新旧対照表を御覧ください。こちらも条項中、別表第1に規定されております新入学児童・生徒学用品費の中学校第1学年につきまして、6万円から6万3,000円に支給額の改正を行います。

最後に、施行日でございますが、47、51ページ、付則にございますとおり、両方とも令和5年4月1日を予定しております。

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、議案第20号について、お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、議案第21号、福生市学校支援地域組織事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より、内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第12、議案第21号、福生市学校支援地域組織事業実施要綱の一部改正について御説明いたします。

資料は53ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、学校支援サポーターによる教育支援活動に放課後学習支援を追加するため、本議案を提出するものでございます。学校支援地域組織事業は学校・家庭・地域の連携協力の下、地域全体で学校教育を支援する事業でございます。

資料56ページの新旧対照表を御覧ください。教育支援活動は学校支援サポーターによる活動で第4条に規定してございます。放課後学習支援は以前から実施しておりましたが、放課後学習支援活動が活発になってきたこと、令和4年度の夏より市内全校において放課後学習支援活動が始まったこともありまして、改めて規定しようとするものでございます。第7号を第8号に繰り下げ、第7号として放課後学習支援に関することを追加いたします。

なお、付則といたしまして、この要綱は令和5年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第13、議案第22号、福生市青少年海外派遣事業実施要綱の廃止についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より、内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第13、議案第22号、福生市青少年海外派遣事業実施要綱の廃止について御説明申し上げます。

資料は57ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、福生市青少年海外派遣事業実施要綱を廃止するため、本議案を提出するものでございます。青少年海外派遣事業は、その国の歴史を学び、文化及び風土に直接触れて人々と交流することで相互理解を深め、将来、国際的な視野に立って活躍できる人材の育成を図るという目的を掲げ、平成2年度から27年度まで実施されてきました。その後の代替事業といたしまして、平成29年度から実施されたふっさっ子グローバル事業を経て、本年度からは新たに立川市に開設された体験型英語教育施設、TOKYO GLOBAL GATEWAYでの学習を、市内全小学校の第5学年全児童及び全中学校の第2学年全生徒を対象といたしました。この体験学習が、グローバルな世界を存分に体験することができる英語学習として教育課程に組み込まれ、より多くの児童・生徒に対しまして今後もグローバル人材の育成を図ることが可能となったため、福生市青少年海外派遣事業実施要綱を廃止するものでございます。

なお、付則といたしまして、この要綱は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第14、議案第23号、令和5年度学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。勝山教育部参事より、内容説明をお願いいたします。

【教育部参事】 それでは、日程第14、議案第23号、令和5年度学校運営協議会委員の委嘱について、その提案理由と内容について御説明いたします。

資料は61ページをお開きください。提案理由でございますが、福生市立学校学校運営協議会規則第5条の規定に基づき、別紙のとおり、福生市立学校学校運営協議会委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

各学校運営協議会委員の名簿につきましては、資料63ページから65ページまでに掲載をしたとおりでございます。

なお、学校運営協議会委員につきましては、任期が1年となっております。

以上、御審議の上、承認いただきたく、よろしくをお願いいたします。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。新藤委員。

【新藤委員】 これは各校ともに学校から上がってきた名簿そのものという理解でよろしいでしょうか。

【教育部参事】 はい。今、委員がおっしゃったとおりでございます。

【教育長】 他に質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第15、議案第24号、学校歯科医の委嘱についてを議題といたします。大楠教育支援課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育支援課長】 日程第15、議案第24号、学校歯科医の委嘱について、提案理由ならびにその内容について御説明を申し上げます。

資料は67ページでございます。

まず、提案理由でございますが、学校保健法第23条第3項の規定により学校歯科医を委嘱するため、本議案を提出させていただくものでございます。

次に、内容でございますが、学校歯科医の退任に伴い、西多摩歯科医師会により推薦がございました田邊怜氏に委嘱するものでございます。

なお、就任日は令和5年4月1日を予定しています。

以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第16、議案第25号、福生市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より、内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは、日程第16、議案第25号、福生市社会教育委員の委嘱について、御説明いたします。

資料は69ページを御覧ください。福生市社会教育委員の委嘱につきましては、福生市社会教育委員の設置に関する条例第5条の規定に基づき、次の方を社会教育委員に委嘱したいため、本議案を提出するものでございます。

同条例によりまして、委員の定数を10名と規定されております。また、福生市社会教育委員の委嘱に関する選出基準に基づきまして、学校教育関係者及び社会教育関係者、家庭教育関係者ならびに学識経験のある方の中から委嘱しようとするものでございます。

資料71ページをお願いいたします。現在の社会教育委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますことから令和5年4月1日から2年間、この表に記載されている皆さまを委嘱の候補者として考えてございます。現在、委員の方は10名いらっしゃいまして、そのうち6名の方が再任となっております。

新任の方を御紹介いたします。表の1番、学校教育関係者、小出宏さまは福生第二中学校校長、表の4番、社会教育関係者、児島幸恵さまは福生市体育協会常務理事、表の5番、同じく、社会教育関係者、竹原弘美さまは福生第二中学校PTA会長、最後に表の10番、学識経験者、天野幸次さまは福生市文化財保護審議会の委員としても御活躍されております。

以上10名の委員候補者の任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第17、議案第26号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定についてを議題といたします。中島教育総務課長より、内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは、日程第17、議案第26号、福生市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命等に係る臨時代理の決定について、御説明させていただきます。

資料は73ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規

定により、令和5年度教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員のうち、課長補佐以下の職員の任命その他進退を行うことについて、あらかじめ、教育委員会の指示を受けたいため、承認を求めるものでございます。

別紙の資料はございません。

内容でございますが、教育委員会事務局及び学校その他教育機関の管理職職員の任免その他の進退を行うことにつきましては、教育委員会にて提案させていただきますが、管理職以外の職員につきましては、教育長が臨時代理として調整等を行いまして、その後の教育委員会にて御報告をさせていただきたく、お願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いいたします。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第19、報告第2号、令和4年度福生市一般会計補正予算(第13号)の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。宮林図書館長より、内容説明をお願いいたします。

【図書館長】 それでは、日程第19、報告第2号、令和4年度福生市一般会計補正予算(第13号)の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告について説明をさせていただきます。

資料の79ページをお願いいたします。

本案件につきましては、市長より議会の議決に付すべき事件のうち、教育に関する部分について、教育委員会の意見を求められております。

令和5年第1回本会議定例会の最終日に補正予算を議会上程いたしますが、市議会の日程と教育委員会の日程の関係上、教育委員会定例会を招集するいとまがなかったため、教育長が代理で同意をさせていただいております。

82ページをお願いいたします。予算書の第1条は、繰越明許費で地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は「第1表繰越明許費」によることといたしております。

83ページをお願いします。表の一番下、わかざり図書館管理事務の229万5,000円が本案件となりますが、エレベーター改修工事において新型コロナウイルス感染拡大等の影響による世界的な半導体不足による部品の納入遅れに伴い、令和4年度内に完了が見込めないため、工事費の全額を令和5年度へ繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第2号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第2号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第20、報告第3号、令和5年度福生市一般会計補正予算(第1号)の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。佐藤公民館長より、内容説明をお願いします。

【公民館長】 それでは、日程第20、報告第3号、令和5年度福生市一般会計補正予算(第1号)の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理の報告について、御説明申し上げます。

本補正予算は、福生市民会館の修繕に係る経費でございます。急を要することから令和5年第1回市議会定例会の本会議最終日に補正予算を追加上程いたします。

市議会の日程と教育委員会の日程の関係上、教育委員会定例会を招集するいとまがなく、令和5年度福生市一般会計補正予算(第1号)に係る教育委員会への意見聴取につきましては、教育長に代理で同意を頂いたものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明させていただきます。

議案書90ページをお願いします。

令和5年度福生市一般会計補正予算(第1号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,171万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280億1,171万1,000円とするものでございます。

94ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第9款第4項第2目市民会館費326万7,000円は市民会館大・小ホール等の空調設備である冷温水発生機の一部を修繕するための修繕料でございます。

以上、報告第3号、令和5年度福生市一般会計補正予算(第1号)の原案中、教育に関する部分に係る臨時代理についての説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第3号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第21、報告第4号、令和4年度福生市立学校学校評価についてを議題といたします。

勝山教育部参事より、内容説明をお願いいたします。

【教育部参事】 それでは、日程第21、報告第4号、令和4年度福生市立学校学校評価について、御説明を申し上げます。

報告第4号、別冊資料をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、左側になります目次を御覧ください。1ページから学校評価総括表、13ページから学校自己評価シート、25ページからは学校評価書となっております。

本日につきましては、1ページからの学校評価総括表を基に御説明をさせていただきます。

各学校では、それぞれ特徴ある教育活動を進めているところでございますが、共通する評価の項目といたしましては、タブレット端末等ICTの活用とコミュニティ・スクールが挙げられるところでございます。

しかしながら、今年度、特徴的であったところは、コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動が日常となってきたことから、豊かな心の育成に資する体験活動等を各学校で工夫しながら行われていることがうかがえる評価が多くなってきているというところでございます。

それでは、6ページをお願いいたします。福生第四小学校でございます。表の左、学校自己評価総括でございますけれども、豊かな心の育成として児童会によるあいさつ運動が挙げられております。コロナ禍ではなかなか行うことが難しかった活動を、方法を工夫しながら行っている様子がうかがえているとともに、総括評価の一番上にもございまして、小規模校の特徴を生かし、来年度の取り組みにさらにつなげようとしているところが分かります。

続きまして、10ページをお開きください。福生第一中学校でございます。こちらも総括評価の一番上にございまして、生徒の主体性を尊重する文化を、学校行事等を通してつくり上げている様子がうかがえます。これらのことから、コロナウイルス感染症対策を踏まえた教育活動が行われている様子がうかがえます。

お戻りいただきまして、7ページをお開きください。福生第五小学校でございます。学校自己評価総括の一番上にございまして、分かりやすい授業のために新たにユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりや1人1台タブレットの活用に取り組まれているところでございます。これらの取り組みが実際に子どもたちの学力につながるよう来年度取り組んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、ただ今申し上げました学校評価等を基に各校長が学校経営方針を改善していくよう今後も引き続き指導をしてまいります。

説明については、以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。よろしゅう

ございましょうか。

この学校評価の在り方については、平成19年当時から都の指導で行われてるんですが、大変膨大です。総括表として1枚になっているんですけども、なかなか読み解くのも難しいところがあって、学校評価の在り方については、書式等も含めて研究をしているところでございます。各委員の皆さまにおかれましてはこのことについてもし御意見がありましたら、参事、おおむね8月ぐらいまでには、もし変えるとしたら変えていかなきゃいけないので、御意見を寄せていただければ、私たちもそれを参考にしながら変えていきたいと思っております。

よろしゅうございましょうか。では、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第22、報告第5号、中学校特別支援教室の拠点校及び名称の変更についてを議題といたします。

吉本教育部主幹より、内容説明をお願いいたします。

【教育部主幹】 中学校特別支援教室の拠点校及び名称の変更について、御報告申し上げます。資料99ページを御覧ください。

中学校における特別支援教室の拠点校が福生第三中学校の1校体制になることに伴い、各中学校の特別支援教室の名称を変更いたします。

これまで、福生第一中学校は福一教室、福生第二中学校は福二教室、福生第三中学校は福三教室と学校ごとに名称がございましたが、小学校では拠点校での名称がそのまま巡回校で使用されていることから、中学校における特別支援教室の名称をせせらぎ教室に変更することといたしました。

なお、せせらぎという名称は一人一人のペースに合わせた支援を行う特別支援教室の趣旨を表している上、多摩川に近い三中で以前使用しており、なじみがあると考えてございます。各中学校長にも御了承いただいて採用とさせていただきます。

報告は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第5号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告のとおり承認することといた

します。

次に、日程第23、報告第6号、令和5年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要についてを議題といたします。

竹内指導主事より、内容説明をお願いいたします。

【指導主事】 日程第23、報告第6号、令和5年度福生市立小・中学校の教育課程届の概要について、御報告させていただきます。

資料は103ページを御覧ください。このたび、福生市立学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、令和5年度教育課程を受理しました。ここではその概要を報告いたします。

資料を御覧ください。各校の教育目標と特色ある教育活動の要点について中学校区ごとに色分けして縦に並べ、令和5年度に新たに示された内容には赤い下線を引いております。

例えば、中央列、一番上の福生第二中学校を御覧ください。福生第二中学校では生徒の実態把握に基づいた生活指導の充実を図るため、居場所づくり、絆づくりを柱とした魅力ある学校づくりの推進に取り組むこととしております。

その下、福生第一小学校では学校の教育目標の重点を新たに「考えを深める子ども」とし、児童の確かな学力の向上のために福生市学力・学習状況調査等の結果を基に授業改善のR-PDCAサイクルを確立するとしております。

福生第四小学校では、福生市の豊かな自然環境と歴史、文化、人材を活用した体験的で実践的な学習を推進するため、総合的な学習の時間において多摩川を学びの場の中心とした探究的な学習活動を実施するとしております。

福生第六小学校では、小・中の円滑な接続を推進するため、二中校区交流会の成果を具体的な取り組みに反映して、9年間を通した義務教育の充実を図るとしております。

各学校においては、学習指導要領及び福生市教育委員会基本方針を踏まえ、適切に教育課程が編成されているものと捉えております。4月以降は指導主事による学校訪問や各種調査、各種委員会や研修会等の機会を捉えて各校の教育課程が着実に実施されていくよう校長を指導してまいります。

報告は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑はございませんか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第6号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第6号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第25、その他報告事項について、その他報告事項1、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として福生地域体育館を継続して使用することについてを木村福祉保健部

主幹より、御説明願います。

【福祉保健部主幹】 その他報告事項、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種会場として福生地域体育館を継続して使用することについて御説明差し上げます。

恐れ入りますが、資料111ページをお願いいたします。まず、ワクチン接種の概要について御説明させていただきます。

1の概要についてでございます。令和5年3月8日付にて国より「『新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）』の一部改正について」が発出され、新型コロナウイルス感染症に係る特例接種の実施期間を令和5年度末までに延長することと併せて5月8日から令和5年春開始接種を実施するよう指示がされました。加えまして、9月から令和5年秋接種を開始するための必要な準備を順次進めるよう通知がございました。このことから、令和5年度につきましても接種体制を構築するものでございます。

2の対象者でございます。（1）令和5年春開始接種につきましては、約1万5,000人、（2）令和5年秋開始接種につきましては約2万7,000人、（3）その他約2,300人、合計4万4,300人でございます。

3の対象者詳細でございますが、（1）令和5年春開始接種につきましては、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクの高いと医師が認める者、医療従事者、高齢者施設等の従事者でございます。

（2）令和5年秋開始接種につきましては、追加接種可能な全ての年齢の方でございまして、（1）（2）ともに初回接種を完了し、前回接種から3カ月を経過した方が対象となります。例えば、65歳以上の方につきましては、多くの方が（1）（2）ともに対象となりますことから令和5年度は春と秋の年2回の接種が実施されます。

4の接種期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

5、令和5年春開始接種用接種券の配布時期につきましては、4月中旬を予定しております。

6、接種会場につきましては、福生地域会館及び保健センターを引き続き使用させていただきたいと考えています。

理由としましては、集団接種会場につきましては、緊急時に対応をお願いしている公立福生病院、こちらから近いこと、それに加えて、先ほど御説明させていただいた短期間に1日当たり約600人ほどの方に接種を行う必要がございます。そのようなこと等から引き続き体育館のほうを利用させていただきたいと考えております。

なお、こちらにつきましては、接種が続く当面の間はスポーツ施設の利用再開ができないことから市民の皆さまには御不便を大変おかけしますが、御理解、御協力いただけますよう広報ふっさ及び市ホームページのほうにて丁寧に周知をしてまいりたいと考えております。

説明はこちら資料のほうに戻らせていただきます。

7の予算措置でございます。こちらは、現在積算中でありまして、金額が調い次第、補正予算を上程させていただきたいと考えております。こちらは1号補正で考えております。

8のワクチンについてでございますが、こちらは市が保有する在庫にてしばらくの間は対応

可能でございますが、今後の見込みにつきましては、接種時期までに国から追加供給がされる見込みとの情報がございますことから、今後も、国、東京都の情報を注視してまいりたいと考えております。

最後に、9、予約方法につきましては、これまでの接種と同様に高齢者につきましては、日時指定を継続、それ以外の対象者は通常どおり予約をしていただくという予定でございます。

体育館の利用につきましては、いろいろな方に、市民の方、利用者の方に御迷惑をおかけしますが、接種目的でしばらくの間引き続き使わせていただきたいと考えておりますので、御理解御協力いただきたいと思います。

説明は以上で終了になります。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

市を挙げてのワクチン接種ということで、教育委員会としても協力していきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしく御理解のほどお願いいたします。

それでは、他にございましょうか。

委員の皆さまからその他、ございましょうか。

ないようでしたら、それでは、これから非公開の議事に入ります。

暫時休憩いたします。

(非公開会議)

【教育長】 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。